

株 主 各 位

第148回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

1. 会社の新株予約権に関する事項…………… 1頁
2. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況…………… 3頁
3. 連結計算書類の連結注記表…………… 6頁
4. 計算書類の個別注記表…………… 14頁

信越化学工業株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

会社の新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（2025年3月31日現在）

① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回数 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当たり 発行価額	権利行使時 の1株当たり 払込金額	権利行使期間	対象者
第15回新株予約権 (従業員用) (2020年9月2日)	82個	当社普通株式 41,000株	無償	2,625円	2021年9月3日 ～ 2025年3月31日	当社従業員
第16回新株予約権 (取締役及び執行役員用) (2021年9月1日)	600個	当社普通株式 300,000株	618.4円	3,701円	2023年9月2日 ～ 2028年8月31日	当社取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員
第16回新株予約権 (従業員用) (2021年9月1日)	1,384個	当社普通株式 692,000株	無償	3,701円	2023年9月2日 ～ 2028年8月31日	当社従業員
第17回新株予約権 (取締役及び執行役員用) (2023年2月10日)	901個	当社普通株式 450,500株	797.8円	3,583円	2025年2月11日 ～ 2030年2月9日	当社取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員
第17回新株予約権 (従業員用) (2023年2月10日)	2,442個	当社普通株式 1,221,000株	無償	3,583円	2025年2月11日 ～ 2030年2月9日	当社従業員
第18回新株予約権 (取締役及び執行役員用) (2023年11月30日)	4,685個	当社普通株式 468,500株	1,056円	4,947円	2025年12月1日 ～ 2030年11月29日	当社取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員
第18回新株予約権 (従業員用) (2023年11月30日)	14,725個	当社普通株式 1,472,500株	無償	4,947円	2025年12月1日 ～ 2030年11月29日	当社従業員
第19回新株予約権 (取締役及び執行役員用) (2024年12月2日)	5,000個	当社普通株式 500,000株	871円	6,089円	2026年12月3日 ～ 2031年12月1日	当社取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員
第19回新株予約権 (従業員用) (2024年12月2日)	15,825個	当社普通株式 1,582,500株	無償	6,089円	2026年12月3日 ～ 2031年12月1日	当社従業員

(注) 1. 第15回新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(1)に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 第16回から第19回までの各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役、執行役員及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(1)に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、第15回から第17回までの各新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「1株当たり発行価額」及び「権利行使時の1株当たり払込金額」については、株式分割後の調整された数値を記載しています。

② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況

前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況は、次のとおりです。

	発 行 回 次	新 株 予 約 権 の 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第16回新株予約権	340個	4名
	第17回新株予約権	410個	4名
	第18回新株予約権	2,090個	4名
	第19回新株予約権	2,258個	4名

(2) 当事業年度中に執行役員及び従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

2024年11月15日の取締役会決議に基づき、2024年12月2日付で、執行役員12名及び従業員116名に対してストックオプションとして第19回新株予約権を、以下のとおり発行しました。

対 象 者	新株予約権 の 数	新 株 予 約 権 の 目的となる株式 の 種 類 及 び 数	1 株 当 た り 発 行 価 額	権利行使時 の1株当 り払込金額	権利行使期間
当社執行役員	2,742個	当社普通株式 274,200株	871円	6,089円	2026年12月3日 ～ 2031年12月1日
当社従業員	15,825個	当社普通株式 1,582,500株	無 償	6,089円	2026年12月3日 ～ 2031年12月1日

(注) 新株予約権の権利行使の条件は、前記(1)①「新株予約権の概要」の(注)2.に記載のとおりです。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「持続可能な企業活動を積極的に行い、他の追従できない素材技術によって社会と産業の求める価値を生み出す」という企業規範のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しました。

① 当社及び当社子会社（以下、当社グループという）の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、持続可能な企業活動を積極的に行うことを企業規範として掲げる。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役、執行役員及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、内部監査部門並びに個々の監査内容に係る部門が内部監査を実施する。

当社は、法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき当社グループの役職員等を対象としたコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

当社は、会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

② 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

④ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、執行役員規程、業務分掌及びグループ会社運営規程その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担等により、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、当社の取締役及び執行役員の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、持続可能な企業活動を積極的に行うことを企業規範として掲げる。

当社のグループ会社統括部門は、グループ会社運営規程に基づき、子会社業務に係る重要事項の報告を求める。また、当社の内部監査部門並びに個々の監査内容に係る部門は、必要に応じて子会社の内部監査部門等と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

当社は、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなるグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社監査役は取締役会や常務委員会などの社内重要会議に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

⑦ 前号の使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。
監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い、監査役職務の補助業務を遂行する。

⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ・ 経営、財務情報に係る重要事項
- ・ 内部監査の実施状況
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として人事評価その他において不利な取扱いを行わない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、内部監査部門との定例報告会を開催するなど連携を図る。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、適時適切に支払いを行う。

⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。
この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取組みを強力に推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社グループでは、法令を遵守した企業活動の徹底に努めています。

企業活動に係る法令の制定や改正等のうち重要なものについては、法務部門が中心となり、社内に通達し、周知徹底を図りました。また、業務活動の適法性、合理性の観点から、内部監査部門において年間の監査計画を立案の上、各部門の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等への報告を行いました。

コンプライアンスについては、独占禁止法遵守、贈収賄防止及び下請法等に関する講座を実施しました。また、新入社員研修において、関係法令への理解を深めるとともに、当社のコンプライアンスに対する考え方や方針などについて、他社事例を踏まえ、説明しました。階層別研修においても独占禁止法、安全保障輸出管理等に関する講座を実施したほか、官庁等の外部機関の研修やウェブ講習会にも適宜参加させるなど、コンプライアンスの意識の醸成を図りました。この他、各階層別の研修において、ビジネスと人権に関する理解の促進を図るため、当社の人権方針や人権デューデリジェンスをはじめとした人権尊重の取組みを説明し、人権意識の向上を図りました。さらに、役員及び従業員を対象にハラスメントに関する教育も行いました。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

情報の保存及び管理については、「情報資産管理規程」に基づき整備された情報資産管理体制のもと、各部門に対する情報資産管理検討会を実施し、重要文書を含む情報資産の保存及び管理状況の確認を行いました。

サイバーセキュリティについては、経営者が取り組む重要な課題と認識し、グループ全体の強化に取り組んでいます。当社と情報システムを担当する子会社は、システムを運用する国内外の全てのグループ会社の経営者とシステム担当者とのサイバーセキュリティに関する検討会を実施し、各社の多層防御の状況を確認するとともに、対策の強化に取り組みました。また、最新のサイバー攻撃の動向を注視し、外部の専門家による診断を受け、必要な対策を迅速に実施しました。さらに、サイバーセキュリティに対する意識を高めるために、専門家による事例を交えた講演会、標的型攻撃メールを想定した訓練、サイバーセキュリティに関するニュースレター配信、情報セキュリティに関する研修などの多面的な対策を実施しました。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会が中心となり、リスク管理に関する横断的な活動を行い、リスク管理体制の構築、業務執行に伴って発生するリスクの発見と未然防止に取り組みました。また、管理職の階層別研修においてもリスクマネジメントに関する講座を実施するなど、意識の醸成を図りました。

さらに、当社は、安全を最優先とする経営方針のもと、事故や災害等の防止を最重点課題とし、管理システムの充実、プロセスや作業に潜むリスク対策に取り組むため、当社及び主要子会社の工場において、定期的な環境保安監査を実施しました。

④ 取締役等の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況

当社では、業務執行を審議、決定する機関として取締役会と常務委員会があり、取締役会では、会社の基本方針や法令及び定款により決議を必要とする事項をはじめ、経営に関する重要事項等を議題とし、審議及び決議を行っています。常務委員会では、業務執行を迅速かつ効率的に行うため、業務全般についての審議及び決定（取締役会付議事項を除く）を行っています。当事業年度においては、取締役会を13回、常務委員会を12回開催し、いずれも社外取締役及び監査役が出席し、社外取締役からの助言を得て、さまざまな業務執行案件の審議や決定を行いました。また、取締役会の実効性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が出席する意見交換会を開催しました。

さらに、当社グループでは、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸規程を整備しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図るとともに、常務委員会においても主要なグループ会社の事業報告を行い、課題について議論するほか、その他経営に関する重要事項の報告を受けました。

内部監査部門は、必要に応じてグループ会社と協同して、業務活動の適法性、合理性の観点から各グループ会社の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等に報告を行いました。

⑥ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会及び常務委員会などの重要な社内会議に出席するほか、取締役、執行役員及び使用人等からの職務の執行状況についての報告、事業所及び子会社の往査その他の調査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。また、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図りました。さらに、定期的に内部監査部門から内部監査の状況に関する報告、説明を受け、意見交換を行い、連携を図りました。常勤監査役は稟議書などの書類を閲覧し、随時、内部監査部門から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行うほか、グループ内の監査役の連携を強化するため、グループ監査役連絡会において情報及び意見の交換を行いました。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………99社

主要な連結子会社の名称……………SHINTECH INC.

信越半導体(株)

Shin-Etsu Handotai America, Inc.

Shin-Etsu PVC B. V.

台湾信越半導体股份有限公司

三益半導体工業(株)

信越ポリマー(株)

S.E.H. Malaysia Sdn. Bhd.

信越エンジニアリング(株)

SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED

SE Tylose GmbH & Co. KG

Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited

Asia Silicones Monomer Limited

日本酢ビ・ポパール(株)

当連結会計年度より、持分法適用関連会社であった三益半導体工業(株)は、株式の追加取得により連結の範囲に含めています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称……………Shin-Etsu Magnetics (Thailand) Ltd.

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社36社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも少額であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数… 2社

主要な会社等の名称……………信越石英(株)

当連結会計年度より、持分法適用関連会社であった三益半導体工業(株)は、株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称……………Shin-Etsu Magnetics (Thailand) Ltd.

持分法を適用しない理由……………持分法を適用しない非連結子会社36社及び関連会社10社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用していません。

(3) 持分法適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は1社で、直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、個々の決算日と連結決算日が異なる会社の決算日と会社名は次のとおりです。

12月31日 SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.ほか72社

2月末日 三益半導体工業(株)、日信化学工業(株)ほか6社

連結計算書類の作成に当たっては、個々の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………当社及び国内連結子会社は、主として定率法、ただし建物及び構築物については主に定額法を採用しています。海外連結子会社は、定額法を主として採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物……………15～47年

機械装置及び運搬具……………2～20年

また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 …………… 一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、生活環境基盤材料事業、電子材料事業、機能材料事業及び加工・商事・技術サービス事業の4つのセグメントから構成され、各製品の製造販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。顧客に製品に対する支配が移転し、履行義務が充足される船積や検収等の時点で収益を認識しています。但し、当社及び国内連結子会社は製品の国内販売において、出荷時から顧客に製品の支配が移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しています。

なお、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しています。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務から年金資産を控除した額を、退職給付に係る負債に計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を給付算定式基準により、当連結会計年度までの期間に帰属させています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により発生した連結会計年度から、また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しています。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる、連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる、連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合 計
	生活環境基盤 材料事業	電子材料事業	機能材料事業	加工・商事・ 技術サービス事業	
外部顧客への売上高					
国内で生産	123,316	764,015	287,347	103,576	1,278,257
海外で生産	918,255	170,296	161,294	33,145	1,282,992
計	1,041,571	934,312	448,642	136,722	2,561,249

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度末残高は、以下の通りです。

1. 顧客との契約から生じた債権	514,628百万円
2. 契約資産	74百万円
3. 契約負債	3,512百万円

なお、連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は「流動負債」及び「固定負債」の「その他」に含めて表示しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないなど、重要性が認められず、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類の作成にあたっては、期末時点の状況をもとに見積もりと仮定を行っていますが、連結計算書類に与える影響が大きいと考えられる項目は以下になります。

有形固定資産の減損

2025年3月31日現在の有形固定資産残高は2,065,945百万円で総資産の37%を占めています。製品の主要な市場がある国及び地域の経済動向、また世界的な需要減に伴う価格競争の激化などが業績に悪影響を及ぼす場合、減損を考慮することになります。減損を検討するにあたっては、グルーピング、減損の兆候の判定に至るまでの見積りプロセスが複雑かつ主観的であり、また、将来キャッシュ・フローの見積りは多くの仮定に基づくため、前提条件などを慎重に見込む必要があります。その結果見積られる将来キャッシュ・フローの額によっては、固定資産の減損損失を計上する可能性が出てきます。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 3,566,430百万円

(連結損益計算書に関する注記)

特別利益「段階取得に係る差益」

持分法適用関連会社であった三益半導体工業(株)の株式追加取得に伴い、同社を連結子会社としたことにより発生したものです。

特別損失「事業再構築費用」

機能材料事業セグメントのセルロース誘導体について、その事業の一部を対象に7,843百万円を計上しました。その内訳は、設備撤去費用4,632百万円などです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,984,995,865株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	99,802百万円	50円00銭	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	104,921百万円	53円00銭	2024年9月30日	2024年11月19日
合 計		204,724百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの
2025年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議します。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	103,886百万円	利益剰余金	53円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2020年8月18日取締役会決議	普通株式	41,000株
2021年8月17日取締役会決議	普通株式	992,000株
2023年1月26日取締役会決議	普通株式	1,671,500株

(注) 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除いています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は原則として信用力の高い金融機関に対する預金や安全性の高い債券に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっています。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクには、各事業部門において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念先の早期把握を図っています。

有価証券及び投資有価証券については、時価や発行会社の財務状況を定期的に把握し、また、株式については、発行会社との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引は全て事業遂行上のリスクヘッジを目的とした取引であり、売買益を目的とした投機的な取引は一切行っていません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券(*2)			
① 満期保有目的の債券	5,000	4,929	(-) 70
② その他有価証券	177,614	177,614	-
(2) 長期貸付金	99	105	5
資産計	182,714	182,649	(-) 64
(3) 長期借入金	7,452	7,160	(-) 291
負債計	7,452	7,160	(-) 291
(4) デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	287	287	-
ヘッジ会計が適用されているもの	1,192	1,192	-
デリバティブ取引計	1,479	1,479	-

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」ほか、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しています。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	55,258

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については、(-) で表示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	67,144	—	—	67,144
債券	—	8,970	—	8,970
資産計	67,144	8,970	—	76,114
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	287	—	287
ヘッジ会計が適用されているもの	—	1,192	—	1,192
デリバティブ取引計	—	1,479	—	1,479

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	4,929	—	4,929
其他有価証券				
譲渡性預金、金銭信託				
及び信託受益権	—	101,500	—	101,500
長期貸付金	—	105	—	105
資産計	—	106,534	—	106,534
長期借入金	—	7,160	—	7,160
負債計	—	7,160	—	7,160

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券

債券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しています。

その他有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。債券の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しています。また、譲渡性預金、金銭信託及び信託受益権は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを中長期の金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,375円48銭
1 株当たり当期純利益	269円52銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	269円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び株主還元の一環として行うものです。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

(1) 取得する株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

200,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合10.2%）

(3) 取得価額の総額

5,000億円（上限）

(4) 取得する期間

2025年5月21日から2026年4月24日まで

(5) 取得の方法

東京証券取引所における市場買付け

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……………主として定率法、ただし建物及び構築物については主に定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物……………15～47年

機械・装置……………2～9年

また、通常の稼働時間を著しく超えて稼働した機械装置について、超過稼働時間を基準に増加償却を実施しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を給付算定式基準により、当事業年度までの期間に帰属させています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から、また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時からそれぞれ費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は製品の製造販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。顧客に製品に対する支配が移転し、履行義務が充足される船積や検収等の時点で収益を認識しています。但し、当社は製品の国内販売において、出荷時から顧客に製品の支配が移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しています。

なお、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。但し、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(会計方針の変更に関する注記)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しています。これによる、計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）を当事業年度の期首から適用しています。これによる、計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	786,122百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	108,711百万円
長期金銭債権	13,150百万円
短期金銭債務	232,316百万円
長期金銭債務	195,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	312,925百万円
仕 入 高	303,567百万円
営業取引以外の取引高	771,843百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	24,869,464株
------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価損	8,560
減価償却費損金算入限度超過額	7,767
退職給付引当金	3,474
取引価格未精算額	3,107
未払賞与	2,336
補修工事費用	2,040
未払事業税	1,931
貸倒引当金	567
その他	25,852
繰延税金資産小計	55,637
評価性引当額	(-) 5,740
繰延税金資産合計	49,896
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,198
固定資産圧縮記帳積立金	782
その他	47
繰延税金負債合計	13,029
繰延税金資産の純額	36,867

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役 員	斉 藤 恭 彦	(被所有) 直接 0.01%	当社代表取締役 社長	ストックオプションの 権利行使 (注)	170	—	—
役 員	上 野 進	(被所有) 直接 0.00%	当社取締役兼 専務執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	78	—	—
役 員	轟 正 彦	(被所有) 直接 0.01%	当社取締役兼 専務執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	78	—	—
役 員	秋 本 俊 哉	(被所有) 直接 0.00%	当社 常務執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	52	—	—
役 員	松 井 幸 博	(被所有) 直接 0.00%	当社 常務執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	37	—	—
役 員	宮 島 正 紀	(被所有) 直接 0.01%	当社 常務執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	94	—	—
役 員	笠 原 俊 幸	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	52	—	—
役 員	高 橋 義 光	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	13	—	—
役 員	安 岡 快	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	52	—	—
役 員	佐 藤 行 徳	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	18	—	—
役 員	祢 津 茂 義	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	39	—	—
役 員	岡 秀 明	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	18	—	—
役 員	柴 野 由紀夫	(被所有) 直接 0.00%	当社執行役員	ストックオプションの 権利行使 (注)	18	—	—

(注) 2020年8月18日、2021年8月17日及び2023年1月26日開催の当社取締役会の決議により付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	561円24銭
1株当たり当期純利益	403円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

連結計算書類の連結注記表における「重要な後発事象に関する注記」と同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。